

○議長(塩野鉄之助君) 暫時休憩いたします。

午前十時二十分 休憩

午前十時三十三分 開議

○議長(塩野鉄之助君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○助役(篠崎俊夫君) 休憩前の松山議員さんのご質問でござい

ますが、防衛施設庁へ売るようなことはいいたしません。

○十番(松山 清君) いずれにしても不燃物の穴というのは関係住民との間等の問題もあるわけですので、関係住民の方とよく話し合いをして十分な合意の上でということと、いまいったように跡地の問題は防衛施設庁に売らないこと、今後三年間実用開始まであるわけですから、その間万全の安全策をとるということを一確認していただきたいと思います。そういうことが十分措置されるのであれば、いまの不燃物の将来も考えまして私は本予算に反対をいたすものではありません。

○議長(塩野鉄之助君) 以上で質疑を終わります。

福生市議会

○六番(中曽根 実君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百二十号については、委員会付託及び討論を省略し原案とあり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) おはかりいたします。ただいま中曽根 実

君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し原案とあり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) ご異議なしと認めます。よって議案第百二十号は原案とあり可決いたしました。

○議長(塩野鉄之助君) 日程第四議案第百二十一号福生市立福生第二中学校増築第四期工事請負契約を議題といたします。朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。

議百二十一

議百二十二

議百二十三

議百二十四

議百二十五

議百二十六

議百二十七

議百二十八

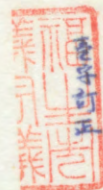
(企画財政課長上野重勝君登壇)

○企画財政課長(上野重勝君) ご指名をいただきましたので議案第百二十一号につきまして提案理由並びに内容について説明申し上げます。

本件は福生市立福生第二中学校増築第四期工事請負契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する条例第二条の規定に基づきまして議会の議決を求めようとするものでございます。

内容につきましては、契約の目的といたしましての福生市立福生第二中学校増築第四期工事は、プレハブの工作室というものが第二中学校にございまして、これを鉄筋コンクリート平家建四百六十四平方メートルに建て替えようとするものでございます。契約の方法といたしましては随意契約でございますが、これは別表の参考として添付のとおり十社^者をもちまして入札を実施いたしました。予定価格で落札をするに至りませんでしたので、最低入札者の田村建設工業株式会社と予定価格の範囲内で随

福生市議会



意契約をしようとするものでございます。契約金額としては五千六十四万円でございます。工期は昭和五十年三月三十一日まで、

契約の相手方は福生市志茂百六十一番地の田村建設工業株式会社代表取締役田村誠一でございます。

以上簡単でございますが提案理由の説明を終わります。

○議長(塩野鉄之助君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) 以上で質疑を終わります。

○六番(中曽根実君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百二十一号については、委員会付託及び討論を省略し原案とあり同意されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) おはかりいたします。ただいま中曽根実君

から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し原案とあり同意されたい旨の動議が提出されましたが、本動議

のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) ご異議なしと認めます。 よって議案第百二十二号は原案とあり同意いたしました。

○議長(塩野鉄之助君) 日程第五議案第百二十二号福生市立福生第七小学校屋内運動場新築工事請負契約を議題といたします。

朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政課長上野重勝君登壇)

○企画財政課長(上野重勝君) 議案第百二十二号について提案理由並びに内容についてご説明申し上げます。

本案は福生市立福生第七小学校屋内運動場新築工事請負契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する条例第二条の規定に基づきまして議会の議決を求めようとするものでございます。

内容でござりますが、契約の目的といたしましては福生市立

福生第七小学校屋内運動場新築工事で、鉄骨造平家建六百三

十六平方メートルでございます。なお、契約の方法は随意契約で

ございますが、この建物につきましては従来とあり各小学校につ

てあります体育館と同様なものでございます。この特長といたし

ましては、屋根つきのダイヤモンドトラスという構造で特許を有す

るものであり、その結果鉄骨の使用量が少ないとか、建設費が安

いということがあります。また規格の構造になっておりまして工期が

短縮できるという特徴がございます。したがってこの特許を持って

おります業者と随意契約をしようとするものでございます。ま

た契約金額は五千二百十円でございます。工期は昭和五十年三月

三十一日まで、契約の相手方は東京都中央区銀座六丁目二番十

株式会社巴組鉄工所取締役社長野沢 享でございます。

以上、簡単にございますが提案理由の説明を終らせていた

○議長(塩野鉄之助君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十七番(関 米吉君) 屋内運動場の新築工事は、提案理由の説
明のとおり既存の小学校のものと同一ということでございますが、
契約金額五千二百十万円は、既存の最近のものと比べてどのく
らいの上げ幅になっているのかお聞かせいたいただきたいと思ひます。

○教育委員会庶務課長(内田和雄君) この体育館と同じものは昭
和四十六年に第六小学校を建設しております。そのときの契約
金額が二千五百万円でございますので、ちょうど三年たっております
が約倍の価格になっております。そのうちいままでの物価上昇そ
の他で何点が改良された点もございます。改良いたしましたも
のは従来の角波鉄板を張っていたのをキーストン張りというもの
に変えてあります。これは消防法等による関係がございまして、

これはすでに会社のほうで全部つくりましてこちらに持ってきて
つけるというもので、非常に火災等にも効力があるということ です。
そのほかあといままではダイヤモントラスというもので、天井を
見るとかなり鉄骨が出ています。それをダイヤモントチエー
ンという形なるべく空間をつくるように変えてあります。その

ほか幾つか変えているものがありますが、金額的には約倍になっ
ているということでございます。

○十七番(関 米吉君) まさに特許をもって独占的な相手ということに
較するものが全然ないわけですから、前議案の中学校の
増築第四期工事等においても入札結果を示す調書等がありま
していろいろと見当がつくわけですから、このちょうど倍以上
ということば、この近くで同じようなものをつくっているところがある
のか。三年前にはほぼ同じものが二千五百万円であり、これが三
年たつて五千二百十万円とちょうど二〇〇%以上の値上げになるわけ
ですが、この周辺でつくっているところがあるのか。

○教育委員会庶務課長(内田和雄君) 昨年もかなりやっていると聞いて
すがその調査はしてありません。今年あたりも八王子などは六
校の新築をし、その全部にこれをつけるということば、それら
の金額も見ただけです。私どもの金額とそう変わっております
ん。私どもとしてもこれを別なものに置き変えまして、たとえ
ば都単価を使った場合にはどのくらいかかるだろうかということば

計算したところ五千四百万円ちよつかかるわけです。それで金額的にもよいのではないかという事で隨意契約をしていただくことになつたわけですのよろしくお願いいたします。

○十五番(末次性男君) 閣議員の質問よりもう少し突っ込んだことを聞きたいと思ひます。一口に特許、特許といわれますが、ご承知のとおり特許には二通りありますが、この巴組鉄工所の特許の有効期間はいつまでですか。

○教育委員会庶務課長(内田和雄君) 特許の期間は聞いておりませんが、私ともいままでもこれを採用させていただいたわけですが、確か前のときにもそのような質問があったと思ひますが、特許何番とかという資料はここに持つておりません。確かに特許には何年とか期間があり、それはかなり長いもので現実に特許が切れていくかどうかわかりませんが、これと同じようなダイヤモンドトラスとかミエルとかを他社が実際につくつてもなかなか単価的にも追いつかないと、私どもの考えですが、この製造過程の説明等を見ますと、やはり会社そのものから一つの流れとしてこういう鉄骨の製造されて

きて、こちらでただ組み立てるだけの形になつていくようでございます。そういう点で先ほどの説明にもありましたが、単価的にはほかのものより低く、また私どもで出した金額よりも低くなつていくわけです。それからこれは国庫補助なり都補助があるわけですが、これだけのものが隨意契約になるということとは固なり都の監査の時点でも必ず問題になるのですが、このものについては一応監査の中でも認めてくれてあります。

○十五番(末次性男君) これは提案されるまでに理事者として骨を折られたことはわかりますが、特許の有効期限もわからずに契約することは少し軽率ではないかと思う。うちのほうでは特許ですから、特許ですからといわれ、そうですかと簡単な考えで交渉を進めていくことばどうかと思う。特許であれ実用新案であれ有効期限はあるわけですから、それをまず確かめてやらなければ隨意契約自体の意味が非常にまづくなつてくるわけですので、この点注意していただきたい。

○十番(松山清君) 関連するわけですが、いままでいろいろ説明等

を聞いたわけですか、特許があるから隨意契約でいくということ
とになっているわけですか、それとも、いまの質疑の経過等も考え
まして、私としてはやはり特許が現時点で有効期間内にあるの
かどうかをはっきりすべきではないか。まして本件をここできめて
しまつてあとで特許の期限が切れていたということになった場合、
議会の議員は何をしているのだということになりかねないわけで
す。また屋根の構造の問題にしても強度がいいということでも売
り込んでやっているわけですか、豪雪地帯と東京のような
積雪三十センチという地帯とはまた違うものがあると思います。
そこでここでもう一つとばかりした資料を出していただかないと
議会としては審議がむずかしいのではないかと思います。いまま
での質疑の経過からみてやはり特許の問題についてはきりさせ
ていただきたいと思いますのでお願いいたします。

○議長（塩野鉄之助君） 暫時休憩いたします。

午前十時五十一分 休憩

午前十一時十二分 開議

○議長（塩野鉄之助君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育委員会庶務課長（内田和雄君） 巴組鉄工所の特許の関係で
ございますが、体育館をつくるための特許とか実用新案とかの
証書があるわけですが、これだけでも九枚にわたる特許並びに
実用新案登録書というものをとっているようです。特許の場合の
期限ですが、法律で十五年までということになります。これは
十五年までであるが二十年をこえないということもあり、おそらく申
請をいたしますと二十年までは伸びると、それ以後はこの会社
でもつくれるという形になるようでございます。非常に資料不足
で迷惑をおかけしましたかよろしくお願いいたします。

○十番（松山 清君） 書類を見せていただいたわけですが、その中で
発明者が野沢 享となっておりますが、これは巴組鉄工所で全
部特許権を持っていると理解してよろしいわけですか。

○教育委員会庶務課長（内田和雄君） 私どもはそのように考えています。
○議長（塩野鉄之助君） 以上で質疑を終わります。

○六番(中曾根 実君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百二十三号については、委員
会付託及び討論を省略し原案とあり同意されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) おはかりいたします。ただいま中曾根 実君から

所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し原
案とあり同意されたい旨の動議が提出されましたが、本動議の
とあり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) ご異議なしと認めます。よって議案第百二十三
号は原案とあり同意いたしました。

○議長(塩野鉄之助君) 日程第六議案第百二十三号福生市立福生第
三中学校屋内運動場新築工事請負契約を議題といたしま
す。

朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。

福生市議会

(企画財政課長上野重勝君登壇)

○企画財政課長(上野重勝君) ご指名をいただきましたので議案第百
二十三号につきまして提案理由並びに内容の説明を申しあげま
す。

本件は福生市立福生第三中学校屋内運動場新築工事請
負契約でありまして、議会の議決に付すべき契約及び財
産の取得に関する条例第二条の規定に基づきまして議会の
議決を求めようとするものでございます。

契約の目的といたしましては、福生市立福生第三中学校
屋内運動場新築工事で、鉄筋コンクリート造平家建八百七
十八平方メートルのものでございます。契約の方法は随意契約で
ございまして、これにつきましては参考として添付しておりますよ
うに十者をもちまして入札をいたしましたか落札をいたしま
せんでしたので、最低の業者と予定価格の範囲内で随意
契約をしたものでございます。契約金額は九千八百三十八万円で工
期は昭和五十年三月三十一日まででございます。契約の相手方は東

京都千代田区神田錦町一丁目九番地の一、株式会社竹中工務店
東京支店取締役支店長土方義之でございます。

以上、簡単でござりますが説明を終わらせていただきます。
○議長（塩野鉄之助君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

○十番（松山 清君） 落れしなかつたわけで、入札の最低価格が一億五
百万円ですから、随意契約の九千八百三十八万円との間に六百
六十二万円の差があるわけですけれども、この随意契約をやる
上で約七％近い開きがあるわけです。その点契約時点でた
とえば業者の手持ち材料を一部設計変更して使うということか全く
なくこの話し合いがついたものかどうか伺いたいと思う。

○教育委員会庶務課長（内田和雄君） 私どもの設計上では変更はし
てありません。また第三中学校の本体を竹中工務店かやっておりますので、その継続ということで会社の採算等もあそうく考え
て契約をしていくものと思いますので、私ども随意契約
に入ったわけです。

○十番（松山 清君） そうすると約六百万円の差があるわけですね
ども、これが完成した時点で全く意に沿わなかったということ
が絶対にならないように十分監督また注意をお願いしたいと思いま
す。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で質疑を終わります。

○六番（中曽根 実君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百二十三号については、
委員会付託及び討論を省略し原案どおり同意されんことを望
みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） おけかりいたします。ただいま中曽根実
君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論
を省略し原案どおり同意されたい旨の動議が提出されました
が、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） ご異議なしと認めます。よって議案第百

二十三号は原案とあり同意いたしました。

○議長(塩野鉄之助君) 以上をもって本日(四十九年)の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって昭和四十九年第四回福生市議会臨時会を閉会いたします。

午前十一時十九分 閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長塩野鉄之助

議員石川信義

議員岩井孝次

議員岩井孝次

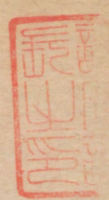


写

福庶発第二千三百三十七号

昭和四十九年十月四日

福生市長 石川 常太郎 印



福生市議会議長

塩野 鉄之助 殿

昭和四十九年第四回福生市議会臨時会の招集について

昭和四十九年十月四日付け福生市告示第三十五号(別紙参照)をもって、昭和四十九年

第四回福生市議会臨時会を招集したので通知します。



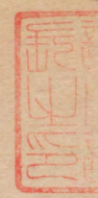
写

福生市告示第三十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和四十九年
年第四回福生市議会臨時会をつぎのとおり招集する。

昭和四十九年十月四日

福生市長 石 川 常太郎 印



一 期 日 昭和四十九年十月十一日

二 場 所 福生市議会議場

三 付議事件

- 1 昭和四十九年度福生市一般会計補正予算（第二号）
- 2 福生市立福生第二中学校増築第四期工事請負契約
- 3 福生市立福生第七小学校屋内運動場新築工事請負契約
- 4 福生市立福生第三中学校屋内運動場新築工事請負契約